

第3章 史跡中山道の概要

第1節 中山道の概略

(1) 街道（道路）

中山道は、近世五街道の一つであり、東海道と並んで江戸と京都を結ぶ主要な街道です。徳川家康が中山道に伝馬制を設定したのは、東海道に伝馬制が設定された翌年、慶長7年(1602のこと)とされ、徳川家康が御嶽宿(御嵩宿)の野呂氏に下した「御嶽宿伝馬掻朱印状」(野呂家文書)には以下の記載があり、中山道における伝馬制の成立を知ることができます。また、同様の文書は同年3月7日付で岐阜町にも出されています。

(徳川氏伝馬朱印)

此御朱印無之して、人馬押立者あらハ、其郷中出合打ころすへし、若左様ニならさる
者在之者、主人を聞届可申物也

慶長七年二月廿四日

朱印

江戸を結ぶ街道として東海道と中山道の2街道が整備された理由には諸説ありますが、一方の街道に災害等が生じた際の備えのため、また主要な木材産地として経済的に重要であった木曽谷を押さえるためであったとも言われます。

美濃国内の中山道を見てみても、北国街道や伊勢街道等多くの脇往還とつながる交通の要所であり、軍事的にも経済的にも重要な街道であったと考えられます。

そして、美濃国内の中山道整備に大きな役割を担ったのは美濃国奉行大久保長安(石見守)と言われます。本市域には慶長9年(1604)に大湫宿、同15年(1610)に細久手宿が新たに設置されました。この両宿の設置についても大久保長安が深く関わっていたようです。家康が腹心である長安を美濃国奉行に任命した背景には、いまだ大坂に健在であった豊臣家、九州の島津家等去就の定かでない大名が多数残っていたことによるところとされています。

しかし、元和元年(1615)の大坂夏の陣で豊臣家が滅亡すると幕府の脅威は取り除かれ、西国の押さえという美濃国の戦略的位置は大きく変化し、その支配は幕府に代わって尾張藩が大きな役割を担うようになりました。

道中政策(街道の諸政策)を概観すると、上記のように中山道には慶長7年(1602)に伝馬制が設定され、各宿場には通行を支えるための**人足**と馬を常備することが義務付けられました。しかし、通行量の増加によって次第に人馬が不足するようになり、寛永12年(1635)に参勤交代が義務付けられるとその不足が恒常化したようで、寛永14年(1637)には**東海道に助馬制が定められ、その後この制度が充実して元禄7年(1694)に「助郷制度」が成立しました**([註1](#))。

万治2年(1659)、幕府に道中奉行が成立すると、以後は道中奉行と勘定奉行の協議によって五街道の道中政策が執行されたとみられ、五街道以外の道中政策は勘定奉行が所管し、代官や領主を介して間接的に執行したようです([註2](#))。しかし、道路管理の実務(道路や松並木の維持・補修、掃除・除雪等)は宿場や近村の人々の任務であり、宿場等に割り当てられた管理区域は「掃除丁場」と呼ばれました。寛政6年(1794)におよその完成を見た『地方凡例録』(地方の支配・行政制度の解説書)には、助郷や掃除丁場等についての概要が記載されているので、以下に示します。

一 定助郷大助之事 付加宿之事 掃除町場之事 一里塚濫觴之事

前々は定助郷大助郷と云て有之、中山道日光道中等の内にハ定助郷と云もの稀に有之、又東海道之内にても定助郷なき駅場も有之たる由、其頃定助郷ハ高百石に馬二匹、人足二人位の当りを以て、宿場へ差出し置て勤るゆへ、高掛り物ハ免除なり、大助郷とハ諸侯方参勤交代并に番衆通行等、其外にも大通り有るときは、百石に付凡そ二匹二人位の当りを以て、呼出して召仕ふとなり、通行少きときハ出でず、依て高掛りものも納めしなり、然る処四五十年以来日増に諸家の通行多くなり、古来と違ひ夥く人馬入用に付、百匹百人の宿場、又ハ中山道日光道中水戸海道などの類、五十人五十四の所にても、宿人馬の上百石二匹二人位にては不足に付、悉く人馬を多く差出し、定助郷の村々勤め続きがたく成行、人馬の差支多く、通行遅滞に成るに付、宿方村方より追々道中奉行所へ願出、吟味の上其後定助の名目相止み、古来極りたる定助の上に宿場最寄の村々を差し村へ願出、当時は五街道（東海道、中山道、甲州道中、日光道中、水戸海道）都て助郷相増残らず定助郷となる、尤も定の字を除き助郷と唱へ、三役の高掛り物免除なり、大助郷の儀は日光の法会、或ハ朝鮮人琉球人来朝、其外にも稀なる大通行有之て、助郷人馬計にては勤め難き節は、駅場より四五里位迄の村方時に望み糺しの上、大助郷人馬を差出すこと成、常にハ大助郷と云は今ハなし、助郷村々のことハ五街道の外、国々脇往還にも極り有之となり、

- 一 助郷高何宿ハ何万何千石と極り、助郷帳と云帳面有之て奉行所へも差出し、宿場にも所持し、人馬割致し触れるとなり、助郷村ハ其宿より里数近き村々にて、重に相勤む、併し村により役村とて何ぞ地頭用村用、其外上へ拘りたる定式の外に、役を勤めざる村も有之、勿論差村に成り増助郷吟味の節ハ、種々の役を申立といへども格別の訳有之て、弥大役にて助郷勤め難ければ相除き、定式外の役にても差たることになれば、村役には立ざることなり [中略]
- 一 加宿と云ハ、例へば何宿と云名目有之処にても人家少く百匹百人、又五十四五十人の宿人馬を差出し難き所は、宿場つづきの村々を加宿と極め、一箇村にても二箇村にても駅場等を加へ置、二箇村三箇村の高を以て一箇宿の役を勤む、之を加宿と云、此加宿村にてハ助郷が勤めず、又駅場町並に他村ありて町続に旅籠屋も有之、宿役人も有之て二箇村三箇村にて一宿に立たる駅場有之、之ハ加宿にてハなく本宿なり、箇様の宿場ハ所々に多し
- 一 往還掃除町場の儀ハ、街道筋へ掛りたる村々にて其地内を掃除するものなり、往還の内何十何町ハ何村掃除場高に割付け傍示杭を建て、遠村より掃除することなり、助郷村ハ多分掃除町場ハ除く、又助郷にても村方地の往還ハ掃除町場に待たることなりて往還所に依て一定ならず、是は前々よりの仕来と聞へ、曉としたる規定もなきことと見ゆ、併し其筋へ伺ハ定法なるや、先づ往還筋の傍示杭等と見請し処にてハ、海内一列にはなくして区々に聞へ古来よりの仕来を用ることと見へたり [後略]

本市域の中山道を見てみても、『中山道宿村大概帳』には、平時は宿場の住人や隣村（瑞浪市・恵那市・土岐市・加茂郡八百津町）の住人が行ったこと、大規模な通行の際は尾張藩から周辺の村々へ追加徵発が行われたことが記されています。

また『古今諸留記』には、細久手宿・大湫宿・釜戸村（瑞浪市）、正家村・藤村（恵那市）

の住民が道作り（道路のメンテナンス）を行ったことが記されており、道路の維持において周辺住民が重要な役割を果たしていたことを知ることができます。

- 道作場所
(琵琶)
- 一 びわ坂峠西方道作場所、細久手より支配仕候、右峠よりニツ岩迄六丁十間余、御料所十ヶ村より作り申し候、ニツ岩より町口迄五丁余、大湫より作り申候、町口より山の神迄三丁半、大湫より作り申候、山の神よりしやれこ休石迄二丁二十間余、御料所十ヶ村より作り申し候、休石より雨堤迄三丁五十間余、正家村より作り申候、雨堤より櫻木土橋まで十一丁余、大湫より作り申候、土橋より三ツ城沢迄二十五丁余、釜戸より作り申候、三ツ城小沢より深萱山の神迄八丁余、藤村より作り申候、以上

(2) 一里塚

慶長9年(1604)からは日本橋を起点として一里塚が築かれるようになり、目印あるいは風雨による損壊防止等を目的として榎や松等が植えられました。片側のみ残る一里塚も多くみられますが、道の両側に一対が築かれるのが本来の姿で、物資の輸送等に際して距離の基準となる役割を担っていました。

その造営時期等を記した史料を以下に紹介します（史料中の下線は加筆）。

■『慶長見聞集』

一里づかつき給ふ事

[中略] 是に依て当君の御時代に一里塚をつくべきよし仰出たり。されば日本橋は慶長八癸卯の年、江戸町わりの時節新敷出来たる橋也。此橋の名を人間はかつて以て名付ず。天よりやふりけん地よりや出けん、諸人一同に日本橋とよびぬる事、きたいの不思議ときたせり。然に武州は凡日本東西の中国にあたれりと御詫有て、江城日本橋を一里塚のもとゝ定め、三十六町を道一里につもり、是より東のはて西のはて五畿七道残る所なく一里塚をつかせ給ふ。年久治ならず、諸国乱れ辺境せばくなる処に、曲たる処をば見はからひ直につけ道をひろげ、牛馬のひづめの労せざるやうに石をのぞき、大道の両辺に松杉を植ゑ、小河をば悉く橋をかけ大河をば舟橋を渡し、日本國中民間往復のたよりに備へ給ふ事、慶長九年也。[後略]

■『地方凡例録』(『古事類苑』より)

一 一里塚始之事

[中略] 中頃人皇百七代正親町院之御宇、天正年中、三十六間を以て一里と定らる、一步は六尺、一段は六間、一町は六十間、一里は六百間、此坪数六々の数を伸て、三十六丁一里と極りたる由、其頃一里毎に塚を築しめ、印之木を植させらるる時、松杉を可レ植哉と、時之武将信長公江伺しに、松杉は類ひ多ければ、余之木を可レ植と有しを、役人榎と間違ひ、榎を可レ植由村々江申付けしにより、今一里塚之木都て榎なる由、世事談に見ゆれ共、一里三十六町に定りたるは、信長公代にも有べけれ共、一里塚始り國々江築立、榎を植たるは、（徳川秀忠）大徳院様御治世、慶長十七壬子年、大久保石見守奉行として、従江戸諸國江道中筋一里塚を築せらる、下掛り江戸町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門両人江被レ為レ命、同年二月初旬始レ之、五月下旬迄に、諸国一里塚悉成就す、[後略]

■『碩鼠漫筆』(『古事類苑』より)

一里塚起源

諸国に一里塚を築かせられしは、慶長九年と云を正しとすべし、[中略] さるを江戸町年寄樽屋藤左衛門由緒書に、慶長十七年子年、東海道、中山道、一里塚出来候御用、樽藤左衛門、奈良屋市右衛門両人^{江被}仰付、藤左衛門道中 罷越、指図仕為^{築立}罷帰候、銀子持領仕候、(奈良屋市右衛門由緒書亦同) とあるは誤りなるべし、[後略]

■『徳川禁令考』(『古事類苑』より)

慶長九年辰年二月 諸海道ニ一里塚を築く事

二月四日 一 将軍家被^{江被}仰出、諸海道ニ一里塚つき可レ申由、右大将家^{江被}仰越、則諸代官ニ被^{江被}仰付、道中ニ是を築、道之両方ニ松を植可^レ申由、右大将より本多佐大夫、永井弥右衛門奉行に被^{江被}仰付、東海道中山道より築初むる、[後略]

■『東照宮御実紀』(『古事類苑』・『徳川実紀』より)

^(徳川秀忠) 慶長九年二月四日、右大將殿の命として、諸国街道一里毎に堠塚(世に一里塚といふ)を築かしめられ、街道の左右に松を植しめらる、東海中山両道は永井弥右衛門白元、本田左大夫光重、東山道は山本新五左衛門重成、米津清右衛門正勝奉行し、町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門も之に属してその事をつとめ、大久保石見守長安之を惣督し、其外公料は代官、私領は領主沙汰し、五月に至て成功す、(家忠日記、当代記、慶長年録、寛永系図、津軽誌、町年寄由緒書、大三河誌、落穂集、世に伝ふる所は、昔より諸国の里数定制ありといへども、国々に異同多かりしが、近世織田右府領國の内に堠塚を築き、三十六町を以て一里と定む、豊臣太閤諸国を検地せしめ三十六町にさだめ、一里毎に堠塚をきつがしむ、此時又改て江戸日本橋を道程の始に定め、七道に堠を築かれしとぞ、其時大久保石見守に、堠樹にはよい木を用ひよと仰ありしを、長安承り誤て榎木を植しがいまにのこれりとぞ、落穂集、武徳編年修正、) [中略]
^(五月) 是月先に右大正殿より命ぜられたる諸國堠塚ことごとく成功す。

■『創業記者異』(『古事類苑』より)

慶長九年八月、当月中秀忠公、諸国道路可^レ作ノ由御使相上、広サ五間也、一里塚五間四方也、関東奥州迄右ノ通也、木曾路同如^レ此、

■『当代記』

慶長九年八月 諸道に一里塚を築く

^(八月) 当月中関東從^レ右大將秀忠公、諸国道路可^レ作^レ之由使相上、広サ五間也、一里塚五間四方也、関東奥州迄右之通ナリ、木曾路同如^レ此、

これらの記述から、中山道の一里塚は慶長9年(1604)の2月から5月にかけて築かれた可能性が高く、大きさは5間四方(約9.1m×9.1m)を基準としたことが知られます(註3)。

また、一里塚の高さについては『新編相模国風土記稿』に複数の記載が確認できます。以下では、過去に保存整備事業が実施されている畠宿一里塚(神奈川県足柄下郡箱根町)周辺の記載内容をまとめます。

これらの記述からは、東海道の事例ではありますが、一里塚の高さが統一されてないことを読み取ることができます。『新編相模国風土記稿』は天保12年(1841)の成立ということで、一里塚が築かれて200年以上を経過していることから、盛土が流失した可能性が考えられますが、当初から高さが統一されていなかった可能性もあります。

■畠宿一里塚周辺の一里塚についての記録（『新編相模国風土記稿』による）

宿村の名称	巻	記載内容
小八幡村	36	東海道中ノ東ニアリ、左右相対セリ、 <u>高二間</u> 、 <u>幅六七間</u> 、塚上ニ松樹アリ
小田原宿	24	江戸口ノ外南側ニアリ、 <u>高六尺五寸</u> 、 <u>幅五間許</u> 、塚上榎樹アリシガ、中古槁レ、今ハ松ノ小樹ヲ植ユ
風祭村	26	東海道側ニ双堠アリ、 <u>高各一丈</u> 、塚上ニ榎樹アリ、 <u>圍各八九尺</u>
湯本茶屋	27	海道ノ西辺左右にニ並ベリ、 <u>高五尺余</u> 、塚上ニ榎樹アリ、 <u>圍六尺五寸許</u>
畠宿	27	西海子坂ノ下海道ノ左右ニアリ、各 <u>高一丈五尺</u>
箱根宿	27	小名吉原久保ノ路傍左右ニアリ、 <u>高五尺八寸</u> 、 <u>幅二丈二尺</u> 、上に檀樹生ズ

(3) 並木

上記の『慶長見聞集』、『徳川禁令考』からは、一里塚と同様に慶長9年(1604)から並木整備が始まったこと、樹種には松や杉が選ばれたことが知られます（註4）。現在の本史跡に並木は残されていませんが、『中山道宿村大概帳』には大湫村内に千四百九十八間（約2723m）、平岩村内に五百三十七間（約977m）の並木があったことが記されています。大湫村内の並木の具体的な場所は不明ですが、平岩村内の並木は鴨之巣～平岩地区を指すと考えられます。

このように、古記録では本市域でも並木の存在が確認できること、また中山道の並木の整備や管理について記した史料が複数確認できるので、参考のため以下に示します。

■『憲法部類』（『古事類苑』より）

東海道、中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中、往還並木植帳、并道造等之義、先達而道中奉行江相達候、

右五街道之外往還、并脇往還共、駅場有レ之道筋、並木風折枯木根返り等之跡へ、早速植継且右処地根際迄堀付之所は、一二間も土手形ニ築立、田畠境へ定杭建レ之、道幅狭所ハ前後同様に道繕、尤相応之所も、以来不レ狭様往還付、村々江無レ懈怠ニ可レ致ニ手入ニ旨、御料は御代官、私領は領主地頭江可レ被ニ申付ニ候、[後略]

■『牧民金監』（『古事類苑』より）

寛政二戌年九月 道中奉行江

五街道往還並木之儀、手入植足シ、并土手築立、田畠境定杭立木之儀迄、宝曆年中も相触、其後安永年中も、猶又並木敷地は定杭立植足之儀、委細達候上ハ、風折、根返、立枯等有レ之候ハニ奉行所江も相屈、伐取之儀可レ申付ニ候、以来猶更道中筋並木之儀ハ、何ニ不レ依一己ニ取計間敷候、尤枝折根返等有レ之、通路之差支ニ相成候ハニ、早速取除置、其段相届、其外手入植足之儀ハ、先年触候通、弥以無レ遺失ニ、嚴敷可レ被ニ申付ニ候、右之趣其向々江可レ被ニ達候、[後略]

■『道中秘書』（『古事類苑』より）

道中筋並木高札之義伺済之事

中山道往還並木高札之義に付申上候事

書面伺之通、可_レ申渡_ル旨被_ル仰渡_ル、奉_ル承知_ル候、 岩瀬伊予守

弔六月廿八日

石川主水正

戸田采女正御預所、中山道濃州厚見郡鏡島村地面往還並木之内、根返り虫付等に而立枯に相成候節、伐取候跡江苗木植付候而も、往来之旅人踏荒し、又は手折候ものも有_レ之、根付方不_レ宜枯木に相成、村方難渋いたし候に付、為_ル取締_ル御預所手限之高札相建度旨申立候に付、評議仕候処、御預所手限之高札に而は、用方も薄く可_レ有_レ之、其上寛政之度、東海道見附浜松両宿之間、天竜川渡船場際、池田村_ヲ脇道を旅人忍び通候に付、通行差留候高札、伺之上相渡候先例も有_レ之候間、道中奉行と認候高札相立候は_ゞ取締にも相成可_レ申と奉_レ存候 [後略]

なお、日吉公民館に残る以下の記録（大正五年村会會議録）によれば、平岩村内の並木は中山道の廃道に伴い県有地となり、日吉村の申請により同村に払い下げされたようです。立木についての記載はありませんが、村の収入するために材木として切り出し、販売されたと伝えられます。

土岐郡日吉村第八回村会々議録

大正五年十一月二十四日日吉村会ヲ開ク其議案左ノ如シ

一 議案第三十一号県有土地払下申請ノ件 [中略]

右案ニ付議長は続会省略ヲ議場ニ諮リタルニ満場一之ニ決ス

一番議員奥村桂次郎ヨリ、原案ニ価格記載ナシ、特別ノ御詮議ニ預り金十六円以内ノ価格ニ於テ村長ヨリ申請セラレタシトノ説ニ賛成者有、満場異議ナク之ニ決ス [中略]

議案第一第三十一号

右記県有土地四十九筆ハ旧国道中仙道ノ敷地ナリシガ先年廃道トナリ、其後九尺ノ道敷ヲ存置シ残地ハ県有ニ帰シ、地目ハ山林タルモ實際ハ旧国道當時ノ如ク道敷ナレバ、此レガ永遠県有ニ帰スルニ於テハ、人馬ノ交通ニモ甚敷不便ヲ感シ、其数百年來ヲ経歷シタル旧続業モ煙滅ニ帰スルノ虞レモ有之、誠ニ慨嘆ノ至リニ付知事へ向ケ特別ノ御詮議ヲ以テ極低廉ナル価格ニ於テ払下ヲ申請セントシ提出候也 [後略]

第2節 史跡中山道の現況

中山道は、昭和62年(1987)に長野県小県郡長和町、同県木曽郡南木曽町内の一部区域の道路と交通遺跡が国史跡に指定され、平成3年(1991)に長和町内で追加指定がなされました。

岐阜県内では、平成22年(2010)に中津川市内的一部区域の道路(約2.5km)と「新茶屋の一里塚」「落合宿本陣」「落合宿の常夜灯」の3箇所の交通遺跡が国史跡に追加指定され、平成28年(2016)には可児郡御嵩町内的一部区域約3.6kmが追加指定されました。

本市内には、江戸日本橋から数えて47番目の宿場である大湫宿、48番目の宿場である細久手宿が置かれ、市内の中山道は延長約14.3kmに及んでいます。一部区域については県道と重複していることから拡幅等の改変が加えられていますが、その他の区域では随所に往時の面影を伝えているほか、連続する4か所の一里塚も良好な状態で保存されています。そのため本市では平成4年度(1992年度)から同19年度(2007年度)にかけて、国庫補助事業「歴史の道整備事業」による中山道及び交通遺跡の測量や整備(暫定整備)等を実施しました(平成4年度は市の単独事業)。

そして、令和元年(2019)10月16日付けで整備区間の大部分（史跡指定の条件が整った区域）、延長約4.2kmの区域が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき、国史跡として追加指定されました。

市内の指定区域は大きく5地区に分かれ、各地区で地形や地質、暫定整備の内容が異なっています。また、市道に認定されている地区もあることから、以下に指定区域の地番や指定区域を示す地形図等を示すとともに、各地区的概要について説明します。

■指定区域

所在地	地域
岐阜県瑞浪市日吉町字奥ノ田	2058番2
同 日吉町字八瀬沢	6261番1のうち実測19.08平方メートル、6261番2、6261番3のうち実測2060.78平方メートル
同 日吉町字大越	6838番1
同 日吉町字鴨ノ巣	8711番1、8732番3、8732番4、8732番5、8732番6、8732番7
同 日吉町字平岩	9102番6、9102番7
同 日吉町字平尾	9228番1
同 大湫町字八瀬沢	3番2のうち実測1337.08平方メートル、22番32のうち実測46.28平方メートル、23番、23番2のうち実測705.01平方メートル
同 大湫町字割山	221番133のうち実測49.17平方メートル
同 大湫町字向山	531番3のうち実測414.62平方メートル
同 大湫町字牛ヶ洞	577番4のうち実測6886.60平方メートル
同 大湫町字細久手	618番1、618番2、621番1のうち実測172.80平方メートル、621番94
	右の地域に介在する道路敷、岐阜県瑞浪市大湫町字土橋116番1と同大湫町字土橋117番4に挟まれ同大湫町字土橋116番1と同大湫町字土橋119番6に北接する道路敷に挟まれるまでの道路敷を含む。

※上記指定区域は、令和元年(2019)10月16日付け文部科学省告示第83号から転載したものです。

■史跡指定の概要

指定名称	中山道
所在地	瑞浪市日吉町8711番1 外25筆等
面 積	88, 859. 95m ² (内瑞浪市指定面積…39, 680. 81m ²) ※その他の指定区域…長野県小県郡長和町、同県木曽郡南木曽町、岐阜県中津川市、同県可児郡御嵩町)
指定基準	六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

※上記指定基準のうち、本史跡は「交通・通信施設」に該当します。

■史跡指定の理由

中山道は、江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋から草津宿で東海道に合流するまでの街道で、中仙道とも表記されたが、享保元年(1716)、幕府は、東山道の内の中筋の道として中山道の表記を採用した。**1番目の武蔵板橋宿から近江守山宿までの67宿と、東海道の草津・大津両宿を合わせ、「中山道六十九次」とも呼ばれ、東海道と並ぶ重要な街道であった。**

長野県小県郡和田村（現・長和町）の27番目の長久保宿付近から28番目の和田宿を経て和田峠まで、同県木曽郡南木曽町の41番目の三留野宿付近から岐阜県境の馬籠峠までが昭和62年に指定され、平成3年に追加指定が行われた。さらに、平成22年には、岐阜県中津川市域のうち、馬籠峠から44番目の落合宿にかけて、平成28年には御嵩町のうち、48番目の細久手宿から49番目の御嶽宿までの一部が追加指定された。

今回、追加指定を行おうとするのは、瑞浪市域の中山道である。瑞浪市内の中山道は丘陵部の尾根部を通過している。十三峠の権現山一里塚付近から47番目の大湫宿手前までの約1.8キロメートル、大湫宿から48番目の細久手宿までのうちの琵琶峠付近の約1キロメートル、奥之田一里塚、細久手宿から御嵩町境にある鴨之巣一里塚までの約1.2キロメートルである。

権現山一里塚のある十三峠は天保13年(1842)刊行の『東海木曽両道道中懐宝図鑑』に「大久手より大井の間を十三峠といふ。さかおほし」と記され、宝永8年(1711)銘の尻冷やしの地蔵や、阿波屋の茶屋跡、天保11年銘の三十三所観音石窟などがある。琵琶峠付近には八瀬沢一里塚や石畳等がある。琵琶峠は、文化2年(1805)刊行の『木曽路名所図会』などにも描かれた名勝地であり、美濃国内の中山道で標高が最も高い。細久手宿付近の急坂には天保11年銘の秋葉坂三尊石窟がある。

瑞浪市では、平成4年度から19年度にかけて歴史の道整備事業を行い、道路や石畳、案内看板、道標等の整備を実施した。平成20年度からは中山道を活用したウォーキングイベントが行われている。なお、平成8年には文化庁選定「歴史の道百選」に選定されている。

以上のように瑞浪市内の中山道は、4対の一里塚が良好に残り、全体として随所に往時の面影を伝えている。よって史跡に追加指定し保護の万全を図るものである。

※上記指定理由は**令和元年(2019)**『月刊 文化財』9月号より転載（西暦等の漢数字はアラビア数字に修正）。

■土地所有の状況（瑞浪市域分）

指定地：39,680.81m²（市有地：29,815.70m²、財産区有地：9,865.11m²）

■管理団体指定告示

瑞浪市（令和2年2月27日付け文化庁告示第8号による）。

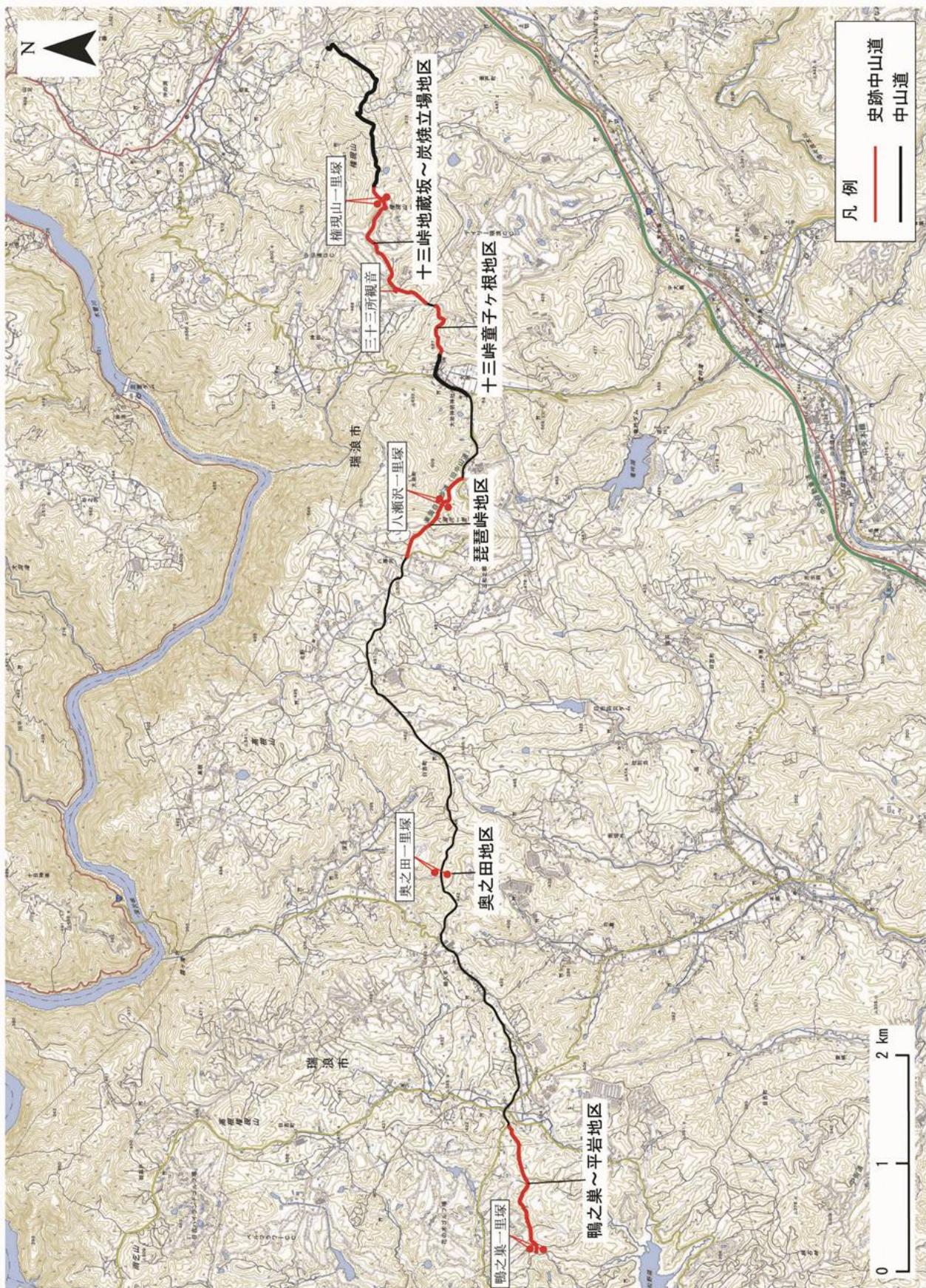


図 3-1 中山道指定区域図

■指定範囲の地区区分

本史跡は指定区域が大きく5地区に分かれており、地区ごとに立地や社会環境等が異なります。以下に各地区的特徴等を記載します。

鴨之巣～平岩地区

西は可児郡御嵩町との境から、東は県道65号線との合流箇所に至るまでの延長約1250mの地区で、中山道は主として丘陵の尾根を通過しています。全体的に起伏の少ない地区で、西端部には鴨之巣一里塚（1対）が良好な状態で残されています。東端部付近の急坂は付近に秋葉神社（石祠）があることから秋葉坂（あきばざか）と呼ばれ、付近には天保11年（1841）に道中安全を祈願して整備されたとみられる秋葉坂三尊石窟（石仏はそれ以前に造立）も所在しています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲のうち街道（里道）部分は市道平岩・御嵩線に認定されており、車両の乗り入れが可能です。また、指定範囲のうち里道以外の部分（里道両側）は、かつて中山道の松並木として管理されていた部分です。

奥之田地区

中山道沿いの尾根部に、奥之田一里塚（1対）が良好な状態で残され、この一里塚が単独で指定されています。

なお、中山道（史跡指定範囲外）はアスファルト舗装がなされ、県道恵那・御嵩線に認定されており、車両の通行が可能です。

琵琶峠地区

旧細久手宿と旧大湫宿の間に位置する琵琶峠は旧美濃国内の最高所で、日吉町と大湫町の境界です。琵琶峠は標高約557m、比高差は西登り口とは約69m、東登り口とは50mを測り、文化2年（1805）刊行の「木曾路名所図会」や、文政9年（1826）刊行の「諸国巡覧 懐宝道中図鑑」等の道中図（ガイドブック）にも描かれた名勝地でもあります。

かつて琵琶峠の頂上からは御嶽山や白山等が眺望できたとされますが、現在は立木の影響によりそれらを見るることはできません。地区の両端（西登り口、東登り口）とも県道65号線との合流箇所となっており、中山道は概ね琵琶峠を直線状に横断する道筋をとり、峠の頂上付近の西側には八瀬沢一里塚（1対）が良好な状態で残されています。

本地区内の中山道は丘陵の南向き斜面および谷部を通過し、延長は約1010mを測ります。そのうち西側約300mは未舗装で、東側約700mの範囲には石畳が復元整備されていますが、市道北野・八瀬沢2号線との交差地点においては石畳が分断されています。琵琶峠に石畳が敷かれた時期については明らかではありませんが、天保2年（1831）までには敷設されていたものとみられ、一部の石材には現在でも矢穴痕を確認することもできます。明治時代以降、その存在は忘れ去られていきましたが、昭和45年（1970）に発見されて測量調査等が実施されました。

なお、指定範囲は里道であり一部区域を除いて車両の乗り入れは困難です。また、琵琶峠西上り口付近には鴨之巣～平岩地区と同様に、かつて中山道の松並木として管理されていた部分が含まれます。さらに、木曾路名所図会に描かれた母衣岩・烏帽子岩（ニツ岩）は、史跡の指定範囲外に位置しています。

十三峠 童子ヶ根地区

大湫集落から旧大井宿（恵那市）に至るまでの区間は、起伏が激しいことから十三峠と呼称される難所で、天保 13 年(1842)刊行の道中記「東海木曽両道道中懐宝図鑑」には「大久手より大井の間を十三峠といふ、さかおほし」の記載が見られます。しかし、実際にはそれ以上の起伏があり、出典は不明ながら「十三峠にまけ七つ（おまけが七つ）」と言われたと伝えられています。

本地区は十三峠の西端部にあたり、西は宗昌寺北側に位置する寺坂付近から、東は市道大湫・神田線に至るまでの延長約 510m の地区です。主として丘陵の南向き斜面を通り、寺坂東部の平坦部は童子ヶ根、その東側に山神坂が位置しています。また、地区東端部の坂はしゃれこ坂と呼ばれていますが、かつては牛ヶ洞坂とも呼ばれ、道標を兼ねた名号碑が建てられています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲は市道大湫・細山線に認定されており、車両の乗り入れが可能ですが。また、中山道は地区東端部で市道大湫・神田線と交差していますが、歩行者の安全確保のため、平成 14・15 年度(2002・2003 年度)に瑞浪市の単独事業により路線変更工事を実施しています。

十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区

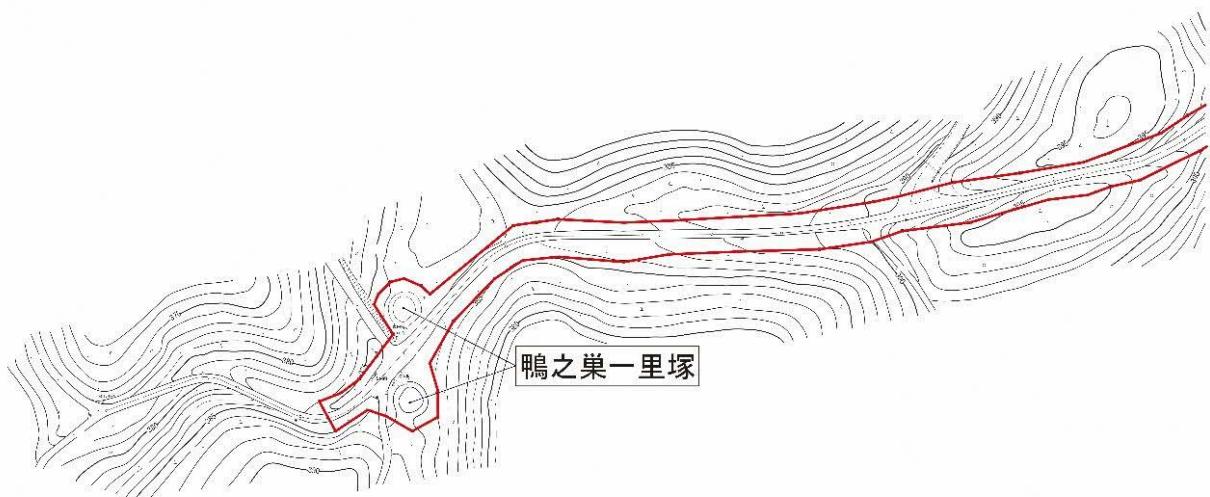
西は市道大湫・神田線との交差箇所から、東は釜戸町に至るまでの延長約 1,480m の地区で、主として丘陵の尾根部を通過します。地区の西端部に位置する坂は地蔵坂と呼ばれ、坂の途中には宝永 8 年(1711)に造立され、坂の名称の由来ともなった尻冷やしの地蔵が祀られています。地蔵坂の東側には阿波屋の茶屋跡又はおつるが茶屋跡とも呼ばれる平坦面があり、その北側には三十三所観音石窟が残されています。天保 11 年(1840)に道中安全を祈願して築かれた石窟で、内部にはその名のとおり 33 体の石仏が祀られています。この石窟の東側の坂は曾根松坂と呼ばれ、かつては寛政 11 年(1799)に尾張藩の命によって植えられた松並木が残されていたとされますが現在は確認できません。また、過去の調査では 120m に及ぶ石畳が確認されたようですが、現在では長さ 5 m、幅 2 m 程度の範囲でその痕跡が認められる程度です。

本地区的東部には飲用水として利用された湧水地の跡も残り、巡礼水と呼ばれています。地区の東端部は釜戸町との境にあたり、ここに位置する坂は檍ノ木坂と呼ばれ、小規模な石畳が復元整備されています。また、当該地には権現山一里塚（1 対）が良好な状態で残されています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲は市道大湫・細山線に認定されており、一部を除いて車両の乗り入れが可能ですが。特に西端部の地蔵坂付近では大型車両の通行が認められるとともに、道筋の変更が認められる部分も確認されます。また、周辺にゴルフ場が位置していることからゴルフ場関連の工作物が設置されている場所も認められ、当該地区の中山道には上水道管と関連施設も敷設されています。

【指定範囲を示す地形図】

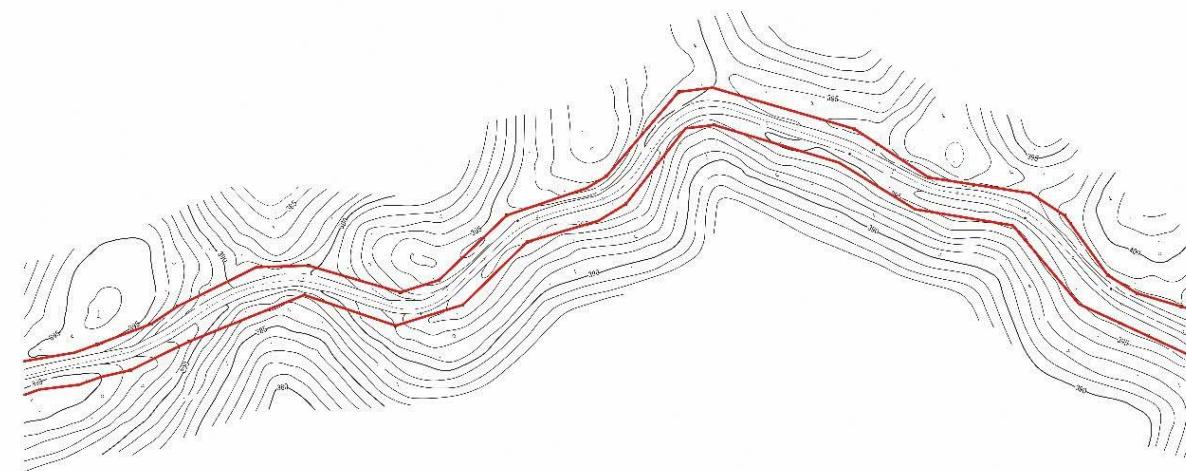
地形図 鴨之巣～平岩地区 1／4



— 史跡指定範囲

0 50m

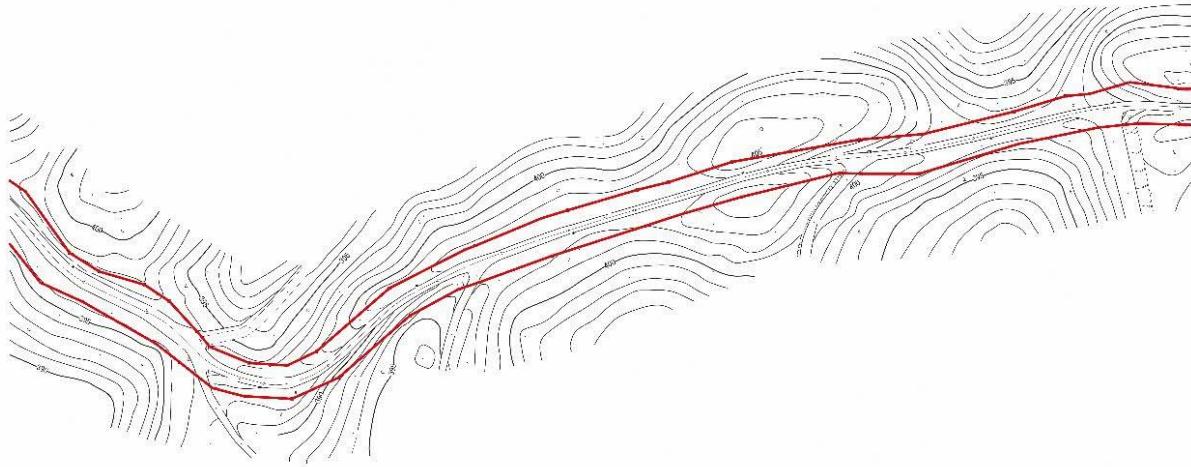
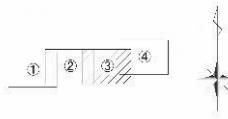
地形図 鴨之巣～平岩地区 2／4



— 史跡指定範囲

0 50m

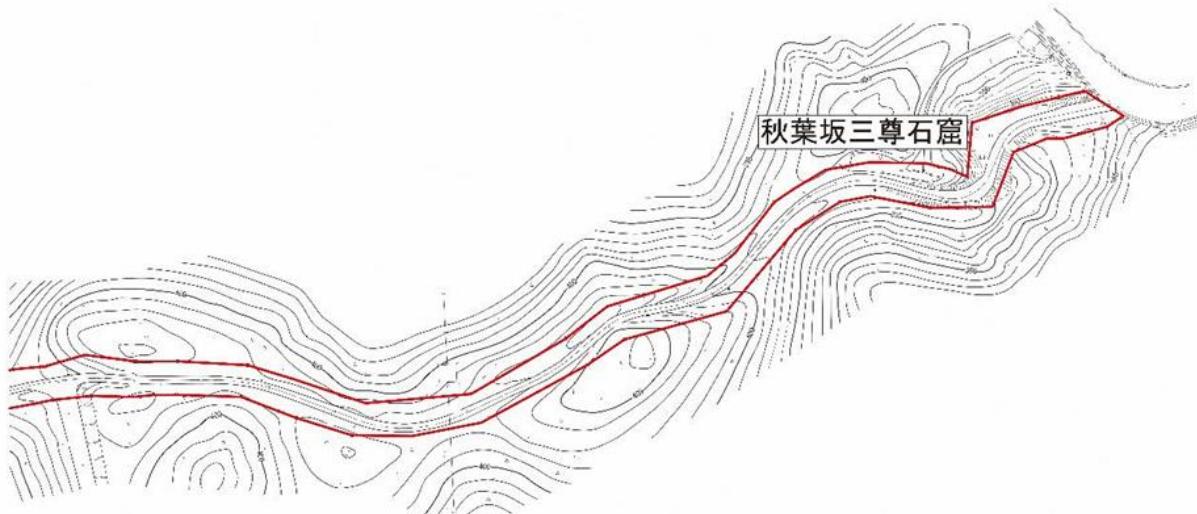
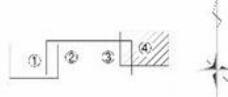
地形図 鴨之巣～平岩地区 3／4



— 史跡指定範囲

0 50m

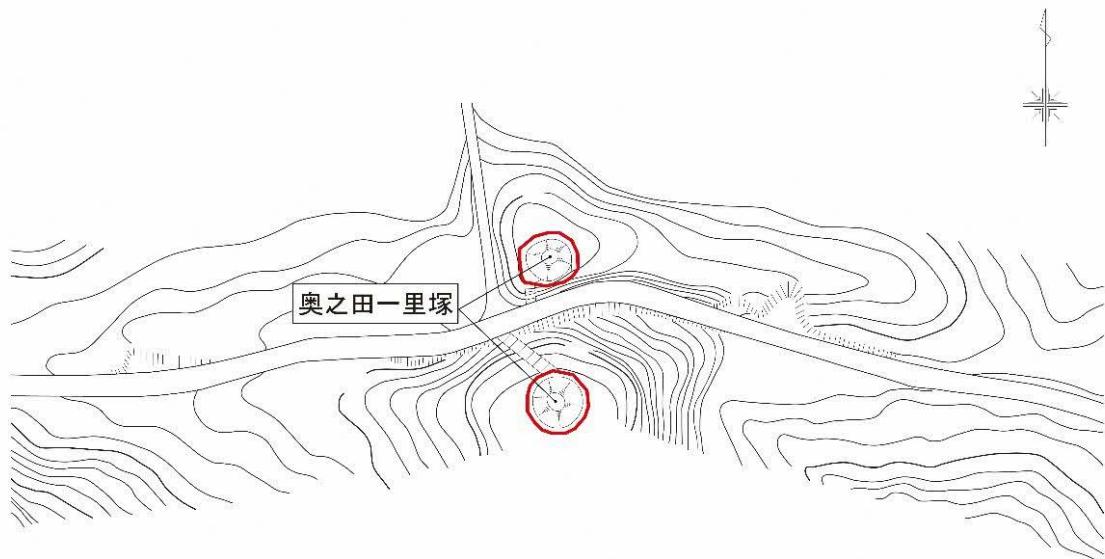
地形図 鴨之巣～平岩地区 4／4



— 史跡指定範囲

0 50m

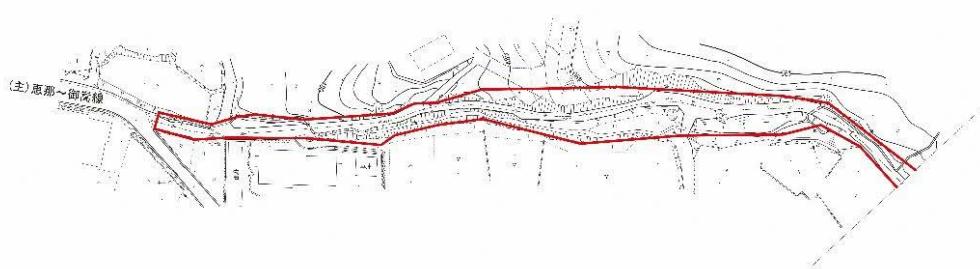
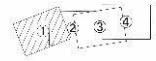
地形図 奥之田地区



— 史跡指定範囲

0 50m

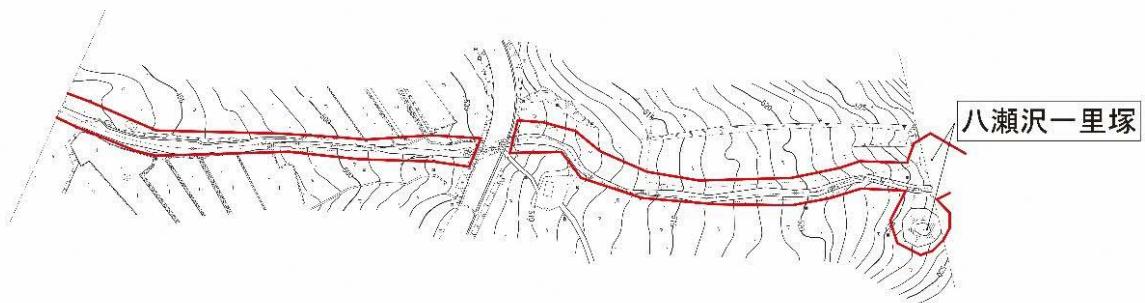
地形図 琵琶峠地区 1／4



— 史跡指定範囲

0 50m

地形図 琵琶峠地区 2／4



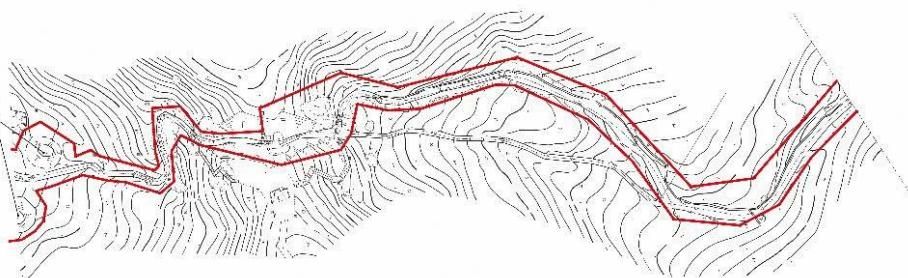
— 史跡指定範囲

0 50m

地形図 琵琶峠地区 3／4



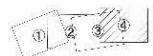
八瀬沢一里塚



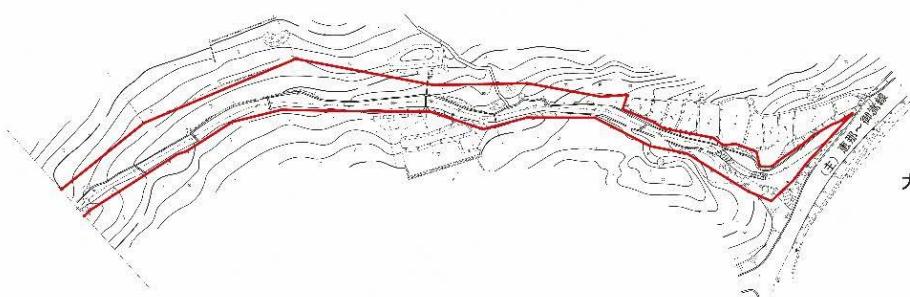
— 史跡指定範囲

0 50m

地形図 琵琶峠地区 4／4



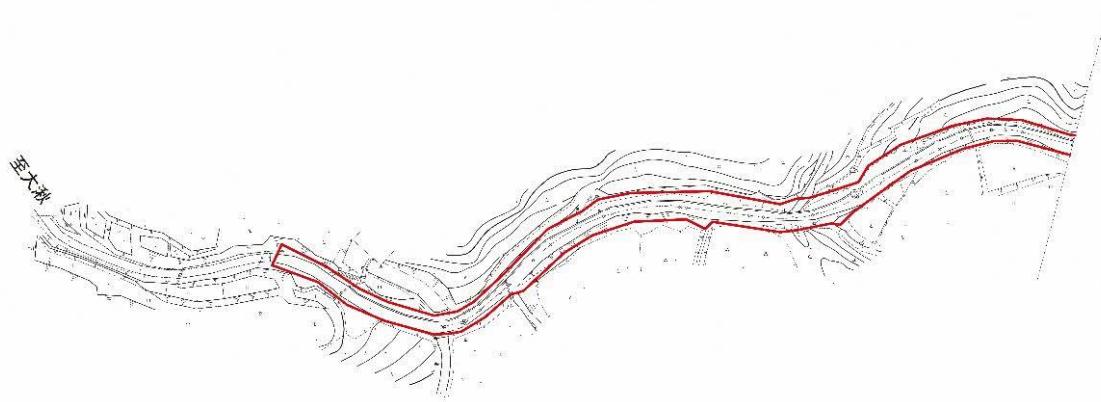
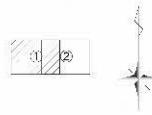
大湫病院



— 史跡指定範囲

0 50m

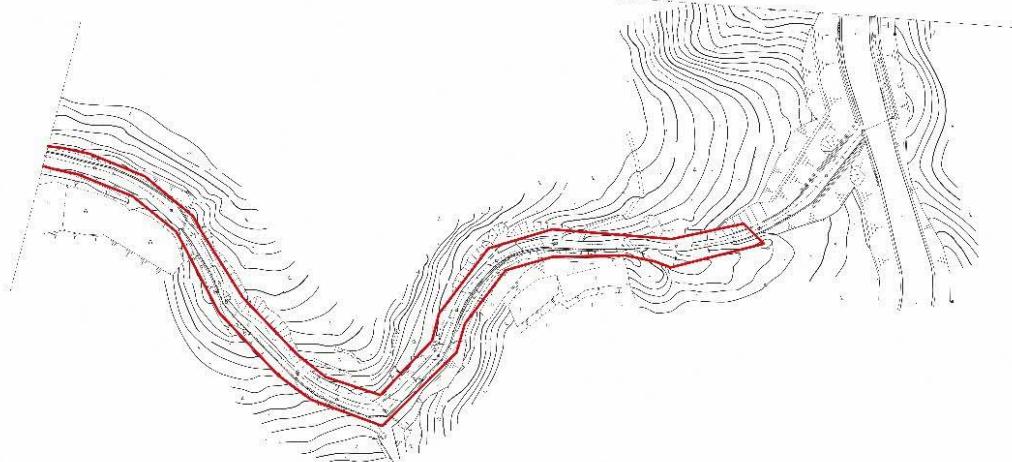
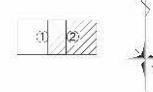
地形図 十三峠童子ヶ根地区 1／2



— 史跡指定範囲

0 50m

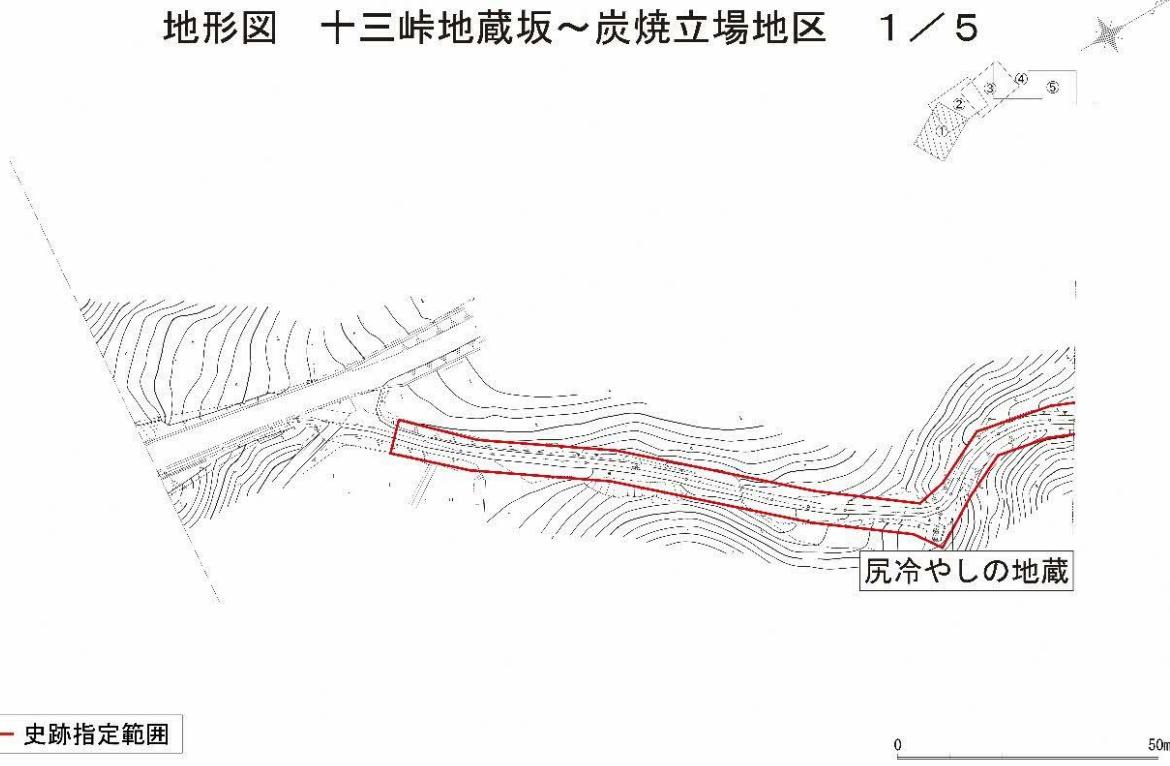
地形図 十三峠童子ヶ根地区 2／2



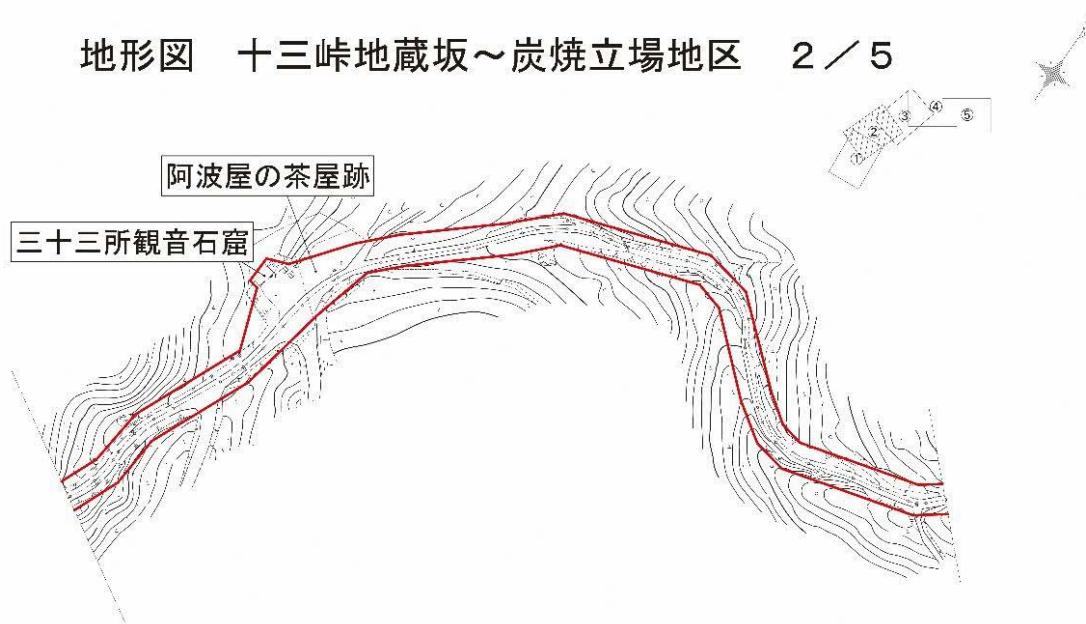
— 史跡指定範囲

0 50m

地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 1／5



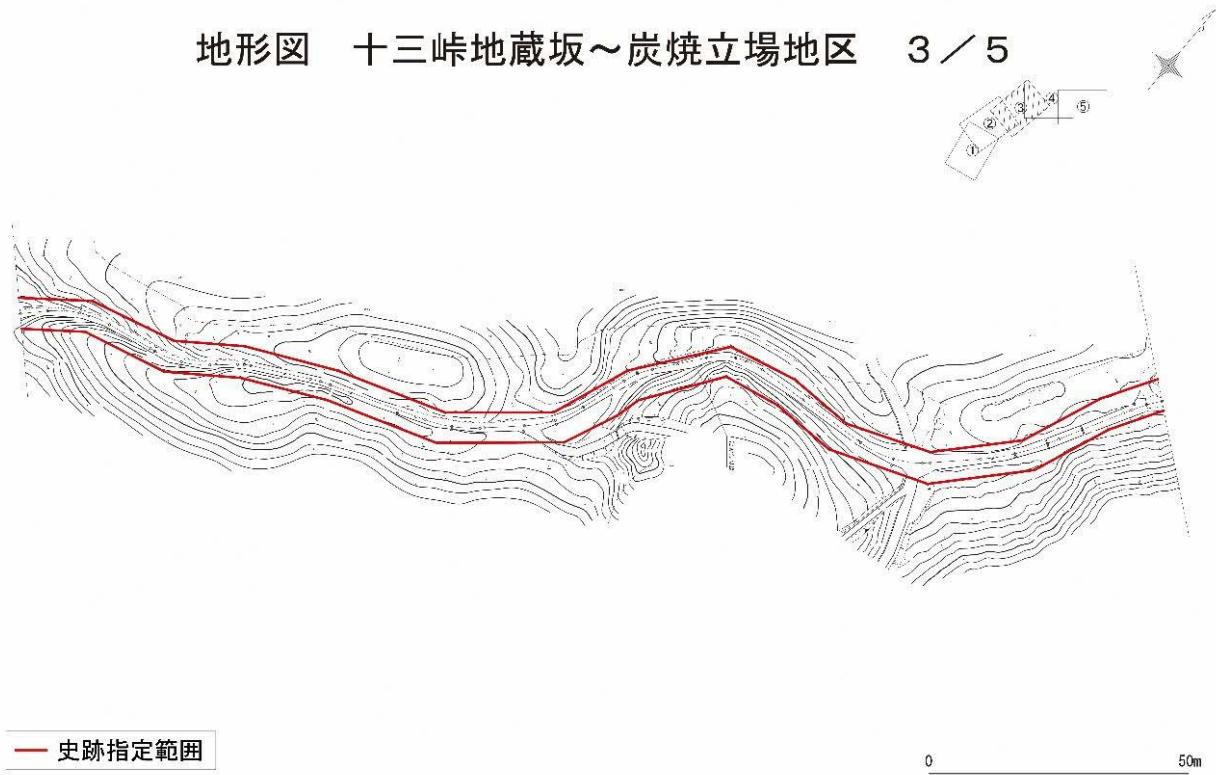
地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 2／5



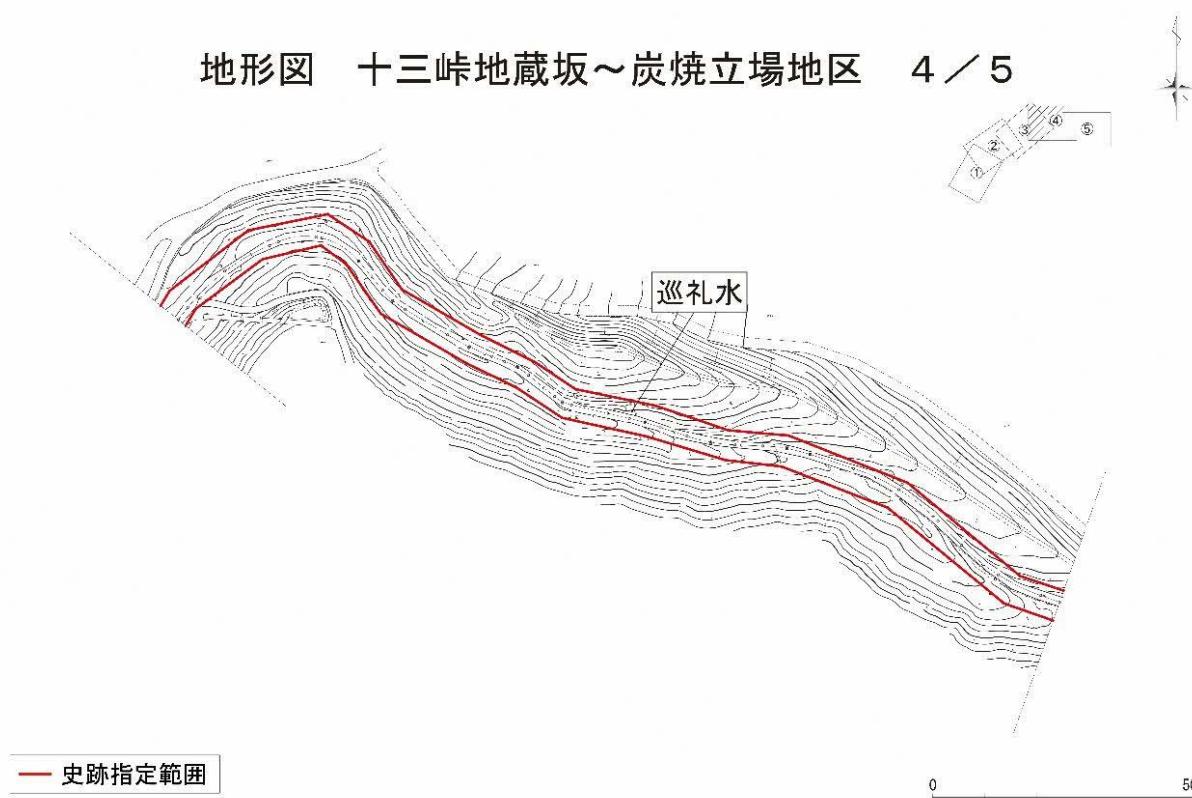
— 史跡指定範囲

0 50m

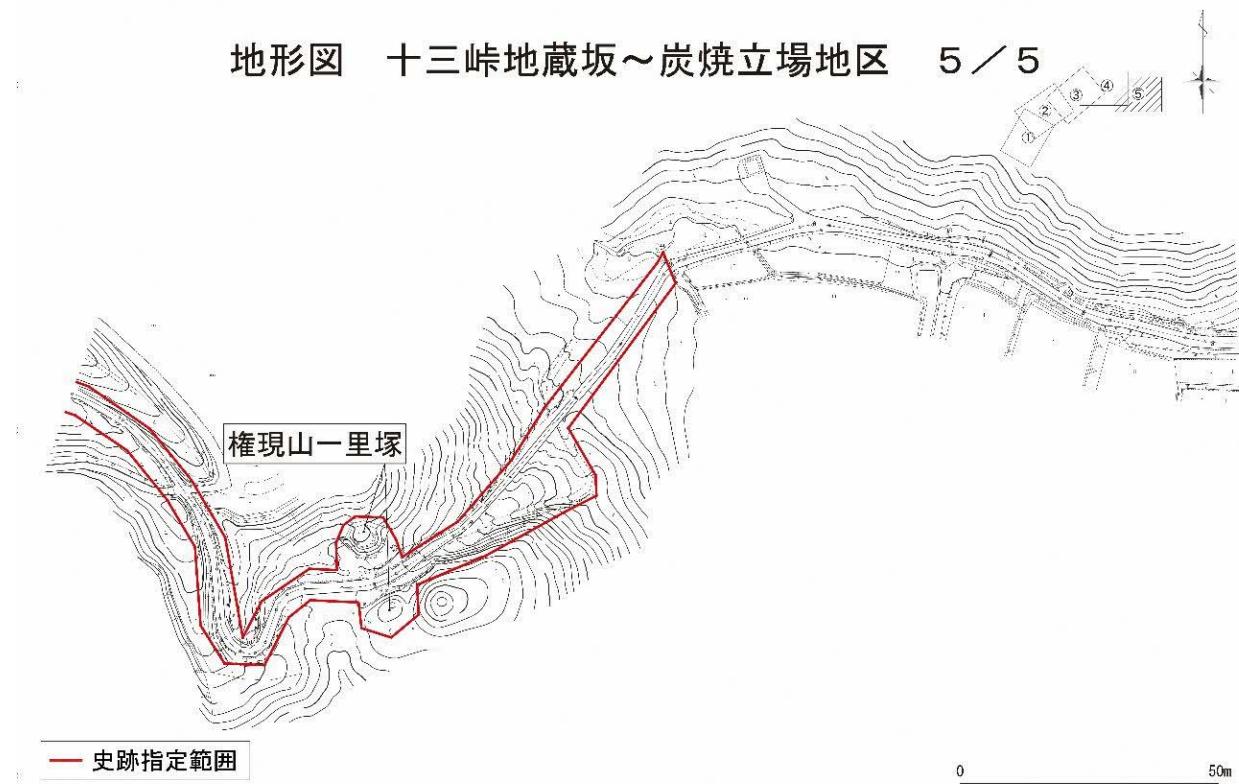
地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 3／5



地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 4／5



地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 5／5



第3節 これまでの調査の概要

本史跡にかかる調査の履歴および、保存活用計画策定に係る事項を以下に記載します。

《主な調査履歴及び関連報告書》

►昭和 31 年度(1956 年度)

調査主体：岐阜県教育委員会

調査内容：瑞浪一里塚（鴨之巣・奥之田・八瀬沢・権現山一里塚）の保存状態等

報告書：『岐阜県指定文化財調査報告書 第3巻』 昭和 34 年 4 月

►昭和 45 年度(1970 年度)

調査主体：瑞浪市教育委員会

調査内容：琵琶峠の石畳の試掘調査

報告書：(未詳)

►昭和 47 年度(1972 年度)

調査主体：岐阜県教育委員会

調査内容：琵琶峠の石畳の構造・保存状態等

報告書：『岐阜県指定文化財調査報告書 第21巻』 昭和 53 年 1 月

►昭和 53 年度(1978 年度)

調査主体：岐阜県教育委員会

調査内容：岐阜県内中山道及び周辺遺構の保存状況等

報告書：『歴史の道 中山道調査報告書』 昭和 54 年 3 月

►平成 4 年度(1992 年度)～平成 19 年度(2007 年度)

調査主体：瑞浪市教育委員会

調査内容：瑞浪市内中山道及関連遺構や石造物等の保存状況、主要な文献資料

報告書：『歴史の道 中山道保存整備事業報告書』 平成 20 年 3 月

►令和 2 年度(2020 年度)～令和 3 年度(2021 年度)

『瑞浪市 中山道保存活用計画』の策定

第4節 これまでの整備の概要

「歴史の道整備事業」による各地区の暫定整備の内容等を記載します。なお、当該事業では史跡指定範囲外でも整備を実施していますが、指定範囲内に限定して記載します。

鴨之巣～平岩地区

年度	内 容	備 考
H 4	地形測量、鴨之巣一里塚測量	市単独事業
H 5	道路整備、鴨之巣一里塚整備	
H 6	道路整備	
H 7	道路整備	
H 8	道路整備、案内サイン設置（中山道）	
H15	標柱設置（鴨之巣一里塚）	
H18	解説サイン設置（秋葉坂三尊石窟）、誘導サイン設置	
H19	秋葉坂三尊石窟測量、標柱設置（三尊石窟）、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和 30 年(1955)11 月 6 日、鴨之巣一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和 31 年(1956)9 月 7 日、鴨之巣一里塚が岐阜県史跡に指定（他の 3 か所の一里塚とともに「瑞浪一里塚」として指定）。
- ・令和元年(2019)10 月 16 日、街道及び鴨之巣一里塚が国史跡に指定（街道及び他の一里塚等とともに「中山道」として指定。鴨之巣一里塚の県史跡指定は解除）。

奥之田地区

年度	内 容	備 考
H10	奥之田一里塚整備	
H15	標柱設置（奥之田一里塚）	
H19	解説サイン設置（奥之田一里塚）、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和 30 年(1955)11 月 6 日、奥之田一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和 31 年(1956)9 月 7 日、奥之田一里塚が岐阜県史跡に指定（指定内容は上記参照）。
- ・令和元年(2019)10 月 16 日、奥之田一里塚が国史跡に指定（指定内容は上記参照。奥之田一里塚の県史跡指定は解除）。

琵琶峠地区

年度	内 容	備 考
H 7	地形測量、石畳測量	
H 8	石畳・八瀬沢一里塚測量、石畳確認調査	
H 9	道路整備、八瀬沢一里塚整備	
H10	道路整備	
H11	道路整備	
H12	道路整備	
H13	解説サイン設置（琵琶峠）	
H15	標柱設置（八瀬沢一里塚）	
H18	誘導サイン設置	
H19	標柱設置（琵琶峠）、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和 30 年(1955)11 月 6 日、八瀬沢一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和 31 年(1956)9 月 7 日、八瀬沢一里塚が岐阜県史跡に指定（指定内容は上記参照）。
- ・昭和 45 年(1970)12 月 4 日、琵琶峠が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和 48 年(1973)11 月 14 日、琵琶峠が岐阜県史跡に指定。
- ・令和元年(2019)10 月 16 日、琵琶峠および八瀬沢一里塚が国史跡に指定（指定内容は上記参照。琵琶峠および八瀬沢一里塚の県史跡指定は解除）。

十三峠 童子ヶ根地区

年度	内 容	備 考
H12	地形測量	
H13	道路整備	
H18	誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・令和元年(2019)10月6日、国史跡に指定（指定内容は上記参照）。

※地区東端部（史跡指定範囲外）では、歩行者の安全確保のため、平成14・15年度(2002・2003年度)に市単事業で路線変更工事を実施。

十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区

年度	内 容	備 考
H13	地形測量、権現山一里塚測量	
H15	標柱設置（権現山一里塚）、発掘調査（曾根松坂・桜ノ木坂）	
H16	道路整備	
H17	道路整備	
H18	三十三所観音石窟整備、解説サイン設置（三十三所観音石窟・巡礼水と馬頭観音）、誘導サイン設置	
H19	三十三所観音石窟測量、誘導サイン設置	

※当該地区における文化財（史跡）指定に関わる事項

- ・昭和30年(1955)11月6日、権現山一里塚が瑞浪市史跡に指定。
- ・昭和31年(1956)9月7日、権現山一里塚が岐阜県史跡に指定（指定内容は上記参照）。
- ・令和元年(2019)10月16日、権現山一里塚が国史跡に指定（指定内容は上記参照。権現山一里塚の県史跡指定は解除）。

【註】

- (1) 児玉幸太 編『日本交通史』1992、吉川弘文館
- (2) 註1文献
- (3) 註1文献には「地方によっては方形でなく円形の例もみられる」と記され、一里塚には二つの形状があったことが指摘されています。
- (4) 註1文献には全国の並木の種類について「松・杉・柏・榎・漆・櫻・柳・櫛・桜・檜等から雜木にまでおよんでいる」と記されています。

第4章 史跡中山道の現状と課題

第1節 保存管理と暫定整備の現状と課題

本史跡の保存管理と暫定整備に係る現状と課題について、「保存活用計画」を踏まえ、その後に確認された課題等も含めて、改めて地区ごとの現状と課題を記載します。

なお、本節の対象とするのは、史跡の構成要素（史跡指定範囲内）のうち以下の要素とし、地区・要素ごとに記載しますが、各地区に共通する課題としては「史跡の標識が未設置」、「ガイダンス施設が未設置」が挙げられます。

A 本質的価値を有する諸要素

►街道（往時からの地道、石畳を含む）、一里塚、その他（近世に造立された石仏等）

B 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素 のうち

B-1 歴史的価値を有する諸要素

►近代の石仏等

B-2 保存・活用に資する諸要素（このうち保存に資する諸要素）

►立入防止柵等

鴨之巣～平岩地区

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路） 街道が生活道路として使用されているため車両の乗り入れがある。 車両の通行により敷設された碎石が洗掘され、くぼみ（わだち）が生じている。 土砂等が詰まり、機能を果たしていない横断水路が散見される。また詰まった土砂等の撤去が十分に行われていない。 落ち葉の堆積により、近年は獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。 秋葉坂では碎石の流失が見られる。
一 里 塚	保存活用計画における対象…鴨之巣一里塚 一里塚の盛土が流失する恐れがある（風雨による盛土流失が危惧される）。 立木の倒伏による根返りが危惧される。 近年、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
そ の 他	保存活用計画における対象…秋葉坂三尊石窟 地震等による石窟等のき損、石仏等の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…鴨之巣辻の道祖神文字碑 地震等による文字碑の転倒および盗難が危惧される。
-------	--

B-2 保存・活用に資する諸要素

防 止 柵 等	保存活用計画における対象…立入防止柵、土留め柵（鴨之巣一里塚付近） 課題は特になし。
---------	---

奥之田地区

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…（該当なし）
一 里 塚	保存活用計画における対象…奥之田一里塚 指定範囲を示す杭等が設置されていない。 一里塚の盛土が流失する恐れがある（切株・根の腐朽が進んでいる）。 近年、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られ、対策のために電気柵が設置されている（R4 年度：スポーツ文化課設置）。 北側の塚の斜面に樹木が生育している（倒木時の根返りが危惧される）。
そ の 他	保存活用計画における対象…（該当なし）

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
-------	---------------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…立入防止柵（奥之田一里塚付近） 北側の塚の進入防止柵が一部き損している（鎖が欠損している部分がある）。
------	---

琵琶峠地区

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路）、石畳 街道（西部）に雨水等により洗掘されている箇所がある。 街道（西部）の法面（水路）の浸食により街道が崩落する恐れがある。 石畳の石材が旧来のものと復元したものとが分けられて管理されていない。 街道部分に用途不明の工作物が設置されている。 立木の倒伏による根返り・石畳のき損が危惧される。 西上り口付近では大雨時に水路から水が溢れる場合がある。 街道の一部（西部）では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。
一 里 塚	保存活用計画における対象…八瀬沢一里塚 (現状では特に課題なし)
そ の 他	保存活用計画における対象…琵琶峠頂上の馬頭観音、琵琶峠の身代わり観音 地震等による石仏の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…矢穴石、石碑（馬頭観世音文字碑） 地震等による石碑の転倒および盗難が危惧される。
-------	--

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	保存活用計画における対象…立入防止柵（八瀬沢一里塚付近） 北側の塚の立入防止柵が一部き損している（鎖が欠損している部分がある）。
------	---

十三峠 童子ヶ根地区

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路） 木製水路が腐朽・埋まっているものがある。また清掃困難な構造の水路が多い。 路面が洗掘されている箇所があり、碎石充填等による応急措置が行われている。 街道の一部では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。 街道が生活道路として使用されているため車両の乗り入れがある。
一 里 塚	保存活用計画における対象…（該当なし）
そ の 他	保存活用計画における対象…八丁坂の觀音碑（聖号碑） 地震等による石碑の転倒および盗難が危惧される。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
B-2 保存・活用に資する諸要素	
防止柵等	保存活用計画における対象…（該当なし）

十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	保存活用計画における対象…街道（道路） 木製水路が腐朽・埋まっているものがある。また清掃困難な構造の水路が多い。 路面が洗掘されている箇所があり、碎石充填等による応急措置が行われている。 三十三所觀音石窟の屋根（木製）は、腐食が進むと崩落の恐れがある。 街道の一部では、獣害（イノシシによる掘り返し）が見られる。 地区全体に水道管・水道施設が設置されている。 一部にゴルフカート用のケーブルが埋設されている可能性がある。 街道が生活道路として使用されているため車両の乗り入れがある。
一 里 塚	保存活用計画における対象…權現山一里塚 来訪者が一里塚に立ち入ることができる。
そ の 他	保存活用計画における対象…尻冷やし地蔵、三十三所觀音石窟・建立碑、阿波屋の茶屋跡、曾根松阪の石畳、巡礼水と馬頭觀音 地震等による石窟等のき損、石仏等の転倒および盗難が危惧される。 三十三所觀音石窟の屋根（木製）は、腐食が進むと崩落の恐れがある。

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	保存活用計画における対象…（該当なし）
B-2 保存・活用に資する諸要素	
防止柵等	保存活用計画における対象…車止め（阿波屋の茶屋跡付近、石畳風舗装付近） 車止め木材の腐食が進み、倒れる恐れがある。

以上の各地区に共通する現状・課題等をまとめ、以下のように整理します。

地区全体

A 本質的価値を有する諸要素

街 道	路面の洗堀 法面・水路の浸食 木製水路の腐朽・埋没と、清掃困難な構造 枯木の発生（立木の管理） 獣害（イノシシによる掘り返し）
一 里 塚	盛土の流失 立木等の取扱い 獣害（イノシシによる掘り返し）
そ の 他	石造物の転倒および盗難等

B-1 歴史的価値を有する諸要素

石 仏 等	石造物の転倒および盗難等
-------	--------------

B-2 保存・活用に資する諸要素

防止柵等	立入防止柵の一部き損 土留め柵等の腐朽
------	------------------------

第2節 公開活用の現状と課題

本史跡の公開活用に係る現状と課題については「保存活用計画」でも触れられていますが、その後に確認された課題等も含めて、改めて地区ごとの現状と課題を記載します。

なお、本節の対象とするのは、史跡の構成要素（史跡指定範囲内）のうち以下の要素とし、地区・要素ごとに記載しますが、その以外の事項がある場合は「その他」の欄に記載します。

B 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素 のうち

B-2 保存・活用に資する諸要素（このうち公開活用に資する諸要素）

→案内看板、誘導サイン、ベンチ等

鴨之巣～平岩地区

B-2 保存・活用に資する諸要素

看 板 等	保存活用計画における対象…石柱（切られ洞）、道標（1・2・3）、石碑（瑞浪市旧中仙道の影・中仙道西の坂）、誘導サイン（歴史の道）、案内サイン（瑞浪市）、誘導サイン（小：東海自然歩道）、標柱（歴史の道）、解説サイン（東海自然歩道）、指定標柱（市指定史跡）、散策サイン（瑞浪市）、誘導サイン（東海自然歩道）、解説サイン（歴史の道）、ベンチ 看板やサイン等のデザインが統一されていない。 看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
-------	---

	案内サイン・標柱等の記載内容が、古い情報のままとなっている。
--	--------------------------------

その他

- ・一里塚の立木が旧来のものでなく、史跡の理解に誤解を生じさせる恐れがある。

奥之田地区

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…解説サイン（歴史の道）、指定標柱（市指定史跡）、誘導サイン（東海自然歩道）、標柱（歴史の道）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとなっている。

琵琶峠地区

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（琵琶峠西上り口・歌碑・琵琶峠東上り口）、誘導サイン（歴史の道・東海自然歩道・登山道入口）、解説サイン（石製・歴史の道・県指定史跡）、禁煙看板（東海自然歩道）、案内サイン（石製）、絵図サイン（石製）、標柱（歴史の道）、指定標柱（市指定史跡）、散策サイン（瑞浪市）、便益施設（イス・テーブル）、サイン（観光協会）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとなっている。

その他

- ・八瀬沢一里塚東側付近では、街道上方の法面からの落石が危惧される（崩落が危惧される箇所の一部は史跡指定区域外）。
- ・用途不明工作物目隠しのための植栽が機能を果たしていない。
- ・降雨時等は石畳が滑りやすい。

【備考】便益施設（イス・テーブル）は、平成11年度(1999年度)設置のものを令和6年(2024)2月に更新。

十三峠 童子ヶ根地区

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（十三峠童子ヶ根・十三峠山之神坂・十三峠しゃれこ坂）、誘導サイン（東海自然歩道・歴史の道）、散策サイン（瑞浪市）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとなっている。

十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	保存活用計画における対象…石碑（尻冷やし地蔵・阿波屋の茶屋跡・十三峠曾根松坂・十三峠巡礼水・十三峠樺ノ木坂）、誘導サイン（歴史の道・東海自然歩道）、解説サイン（東海自然歩道・歴史の道）、便益施設（イス・テーブル）、散策サイン（瑞浪市）、禁煙看板（東海自然歩道）、標柱（歴史の道）、指定標柱（瑞浪市史跡）
	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとなっている。

その他

- ・地蔵坂付近には新設道路があり、中山道の道筋が分かりにくくなっている。
 - ・石畳風舗装がなされている箇所があり、史跡の理解に誤解を生じさせる恐れがある。
- 【備考】便益施設（イス・テーブル）は、平成11年度(1999年度)設置のものを令和6年(2023)2月に更新。

以上の各地区に共通する現状・課題等をまとめ、以下のように整理します。

地区全体

B-2 保存・活用に資する諸要素

看板等	看板やサイン等のデザインが統一されていない。
	看板やサインの一部に腐朽が進んでいるものがある。
	指定標柱の記載内容が、古い情報のままとなっている。

その他

- ・道路法面の落石対策。
- ・工作物の景観対策（植栽による目隠し、撤去等）。
- ・本来の道筋の標示・誘導方法の検討